

第9章 河川管理

9-1 河川の管理

狩野川においては、洪水や高潮等による災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、日々の河川管理を行っている。

1) 災害の防止を図るため、堤防や高水敷、護岸、排水機場、堰及び樋門等の河川管理施設等の状況を把握し、適正な処置を講じるため、河川の巡視、点検や堤防除草、必要に応じ護岸等の老朽化対策、樋門・排水機場等の操作や定期点検、修繕を行うと共に、狩野川放水路において、光ファイバーを応用したモニタリングシステムを設置し、的確な放水路操作に役立っている。

また、関係機関と「水防連絡会」を設置し、水防活動が円滑に行えるよう重要水防箇所の周知徹底、洪水期前の合同巡視、水防資機材の確認を行うとともに、水防警報、出水状況などの情報連絡体制の充実を図っている。さらに、「洪水予報連絡会」を設置し、気象・水位等の迅速・確実な情報連絡を行い、水害の予防並びに軽減を図っている。

2) 建設省、県、流域自治体及び漁業協同組合により「狩野川河川利用調整連絡協議会」を設置し、河川と調和のとれた流域整備の促進、狩野川流域に根づいた伝統の継承、及び適正かつ公正な河川利用の推進を図るため、河川工事等による水質汚濁防止や不法行為等の排除、河川利用者間の利用やトラブルに関する連絡調整及び啓発等を行っている。

3) 狩野川の河川環境の整備と保全のため、水生生物調査や河川水辺の国勢調査の継続的实施、定期的な採水による水質調査を実施するとともに、「狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会」を設置し、水質汚濁対策に関する各関係機関相互の協力と連絡調整を図るため、情報連絡体制の整備や、水質事故対策訓練、水環境改善の啓発などを行っている。

4) 河川の適正な利用のため、河川区域の占有許可や河川砂利採取の指導、河川現況台帳の整備、ゴミの不法投棄対策、不法係留対策等を行っている。

9-2 管理区間

狩野川の管理は、本川及び支川黄瀬川、大場川、来光川、柿沢川、柿田川の幹川部分及び放水路を建設省が、幹川部分以外を静岡県が管理している。

表9.1 管理区間延長

管理者	河川名(区間)	管理区間延長(km)
建設省	狩野川(河口～修善寺橋)	24.9
	黄瀬川(合流点～寿橋)	2.7
	大場川(合流点～大場橋)	2.6
	来光川(合流点～仁田橋)	1.5
	柿沢川(来光川合流点～長崎橋)	0.9
	柿田川(狩野川合流点～湧水地)	1.2
	放水路(河口～狩野川分派点)	3.0
	直轄管理区間合計	36.8
静岡県	指定区間合計(74河川)	333.2
合計		370.0

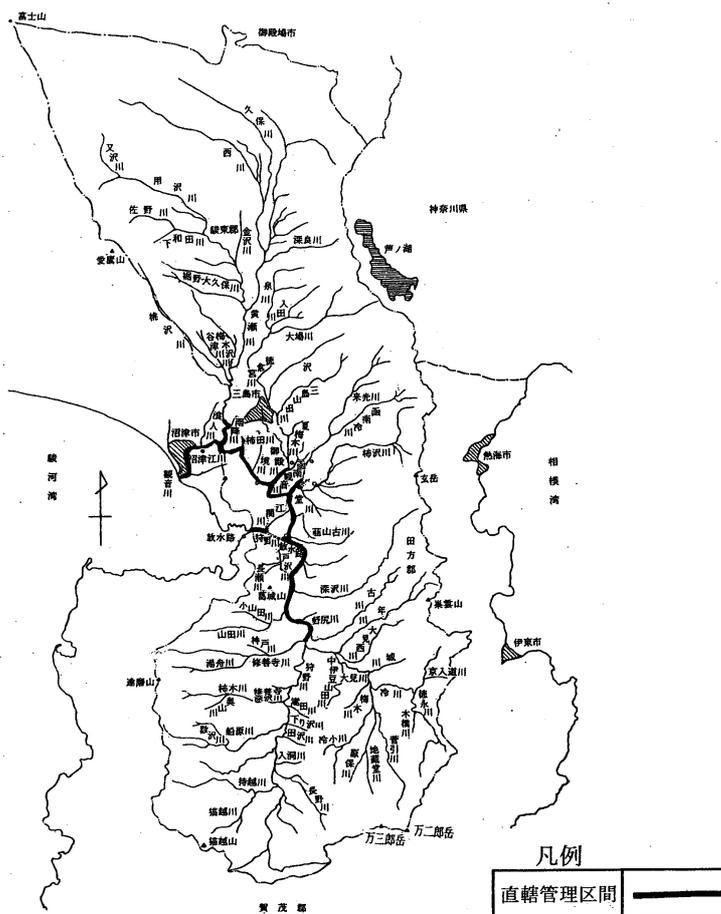


図9.1 狩野川流域概要図

9-3 河川管理施設

狩野川の河川管理施設は、堤防護岸等のほか、堰 1ヶ所、排水機場 7ヶ所、樋門樋管 80ヶ所、陸閘 9ヶ所などがあり、これらの河川管理施設の状況を把握し、適正な処置を講じるため、河川の巡視、点検を行っている。

表 9.2 直轄管理区間堤防整備状況

直轄管理 区間延長	施行令 2条7号 区間延長	堤防延長(km)					計
		定規断 面堤防	暫定	暫暫定	未施工	不必要 区 間	
36.8	0.0	41.7	17.4	0.1	2.7	7.9	69.8
比率(%)		59.7	24.9	0.2	3.9	11.3	100.0

(平成 12 年 3 月末現在)



函南観音川排水機場

表 9.3 排水樋管等施設一覧表（直轄管理区間）

番号	施設名	河川名	位置 (km+m)
1	我入道第一陸閘	狩野川	左0.2+11
2	我入道第二陸閘	狩野川	左0.2+43
3	我入道第三陸閘	狩野川	左0.4+2
4	我入道第四陸閘	狩野川	左0.4+93
5	我入道第五陸閘	狩野川	左0.4+179
6	我入道第六陸閘	狩野川	左0.4+230
7	江川樋管	狩野川	左0.6+14
8	江川排水機場	狩野川	左0.6+14
9	西島第2樋管	狩野川	左1.0+8
10	西島第1樋管	狩野川	左1.4-16
11	下河原第三陸閘	狩野川	右1.6+112
12	下河原樋管	狩野川	右1.6+196
13	川瀬樋管	狩野川	左1.8+32
14	下河原第五陸閘	狩野川	右1.8+158
15	永代樋管	狩野川	左2.0+61
16	市場樋管	狩野川	左2.2+35
17	八幡樋管	狩野川	左2.2+146
18	平町樋管	狩野川	右3.0+89
19	浪人川樋管	狩野川	右3.4+80
20	浪人川排水機場	狩野川	右3.4+141
21	中瀬樋管	狩野川	左3.6+0.4
22	二ッ谷樋管	狩野川	右3.6+54
23	下徳倉樋管	狩野川	左7.8+114
24	湯川樋管	狩野川	右8.2+76
25	的場樋管	狩野川	右8.4+90
26	徳倉第2樋管	狩野川	左8.4+217
27	境川樋管	狩野川	右8.8+18
28	境川排水機場	狩野川	右8.8+40
29	徳倉第1樋管	狩野川	左9.0+10
30	長伏樋管	狩野川	右9.0+21
31	江尻樋管	狩野川	左9.0+88
32	松毛川樋管	狩野川	右9.2+187
33	新城樋管	狩野川	左11.4+132
34	小金山樋管	狩野川	左11.6+118
35	落合樋管	狩野川	右12.2+200
36	日守第2樋管	狩野川	左12.8+181
37	日守第1樋管	狩野川	左13.0+187
38	肥田樋管	狩野川	右13.4+55
39	日守樋管	狩野川	左13.6+187
40	岩崎樋管	狩野川	左15.0+80
41	矢崎樋管	狩野川	左15.2+180
42	原木第1樋管	狩野川	右15.4+112
43	原木第2樋管	狩野川	右15.6+77
44	四日町樋管	狩野川	右15.8+232
45	四日町排水機場	狩野川	右15.8+232
46	松原樋管	狩野川	左16.0+122
47	北条樋管	狩野川	右16.0+182
48	築山樋管	狩野川	右16.6+59
49	御所之内樋管	狩野川	右17.0+2
50	谷戸第1樋管	狩野川	左17.0+46
51	谷戸第2樋管	狩野川	左17.2+43
52	堀之上樋管	狩野川	左17.4+48
53	古河樋門	狩野川	右17.4+188
54	狩野川放水路分流堰	狩野川	左17.8+31
55	古奈樋管	狩野川	左18.2+84
56	千歳樋管	狩野川	左18.6+69
57	南条樋管	狩野川	右19.4+158
58	宗光寺排水機場	狩野川	右19.8+154
59	堰口樋管	狩野川	左20.0+38
60	原樋管	狩野川	右20.6+148
61	天野陸閘	狩野川	左21.0+59
62	小坂樋管	狩野川	左21.2+192
63	小坂排水機場	狩野川	左21.2+192
64	神島樋管	狩野川	左21.6+171
65	田中樋管	狩野川	右21.8+13
66	神島第2樋管	狩野川	左23.2+0
67	大仁樋管	狩野川	右25.0+24
68	熊坂樋管	狩野川	左25.6+38
69	牧之郷樋管	狩野川	右26.6+169
70	柏久保樋管	狩野川	右27.6+169
71	長沢第1樋管	黄瀬川	左0.6+152
72	長沢第2樋管	黄瀬川	左1.0+8
73	八幡第2樋管	黄瀬川	左1.2+30
74	上原樋管	黄瀬川	右1.2+34
75	八幡樋管	黄瀬川	左1.8+83
76	塚本第1樋管	大場川	左0.0+57
77	中郷第1樋管（御園）	大場川	右0.0+74
78	中郷第2樋管（安久）	大場川	右0.4+187
79	塚本第2樋管	大場川	左0.6+207
80	栗彦樋管	大場川	左1.2+134
81	函南観音川樋管	大場川	左1.6+142
82	安間樋管	大場川	右1.6+147
83	函南観音川排水機場	大場川	左1.6+147
84	仲町樋管	大場川	左1.8+144
85	宮之前樋管	大場川	左2.2+30
86	上町樋管	大場川	左2.2+133
87	新田第1樋管	来光川	左0.0+154
88	新田第2樋管	来光川	左0.2+154
89	花橋樋管	来光川	右0.4+91
90	仁田第1樋管	来光川	右0.4+183
91	新田第3樋管	来光川	左0.6+3
92	仁田第3樋管	来光川	左0.8+43
93	仁田第4樋管	来光川	右1.0+68
94	原木樋管	柿沢川	左0.4+40
95	堂川樋管	柿沢川	左0.4+95
96	太夫樋管	柿沢川	右0.8+48
97	江間川樋管	狩野川放水路	右1.1+90

9-4 河川情報管理

河川管理に必要な雨量、流量等の基礎的な情報を収集するため、流域 16 ヶ所に雨量観測所（うち 14 ヶ所がテレメータ）、18 ヶ所に水位観測所（うち 10 ヶ所がテレメータ）を設置し、雨量や水位の観測を行っている。

また、雨量、流量等の情報を正確かつ迅速に収集し処理を行い、放水路操作や洪水予警報、水防活動等に活用している。

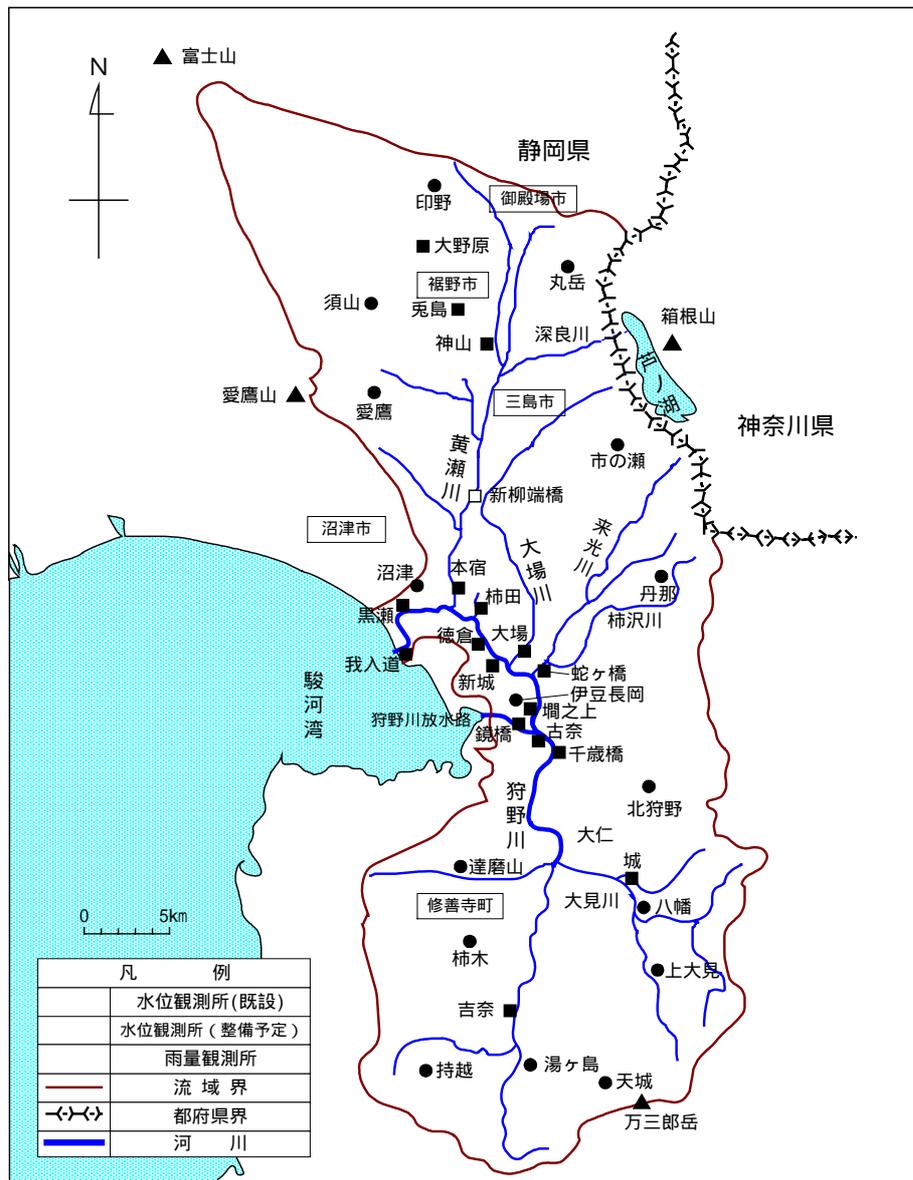


図 9.2 狩野川水系雨量水位観測所設置位置図

9-5 水防

(1)洪水予警報

狩野川本川及び支川黄瀬川、大場川、来光川、柿沢川、放水路において、洪水による災害が起こる恐れがあると認められたときには、水防警報を発令し、水防団や市町村等の関係機関と一体となって、洪水による被害の軽減に努めている。

また、狩野川の本川は、平成11年2月に洪水予報指定河川に指定されたことから、静岡地方气象台と共同して洪水予警報の発表を行い、洪水による被害の軽減に努めている。

表 9.4 洪水予警報及び水防警報の発表基準

<p>・ 洪水予警報の発表基準（气象台と建設省の共同発表）</p> <p>水防団、関係行政機関、一般住民等へ情報提供</p>	
種 類	基 準
洪水注意報	・ 基準地点の水位が警戒水位を超え、なお水位上昇により災害の発生する恐れがあるとき、または、警戒水位を超える洪水となることが予想されるとき。
洪水警報	・ 溢水、氾濫等により国民経済上、重大な損害を生じる恐れがあるとき。
洪水情報	・ 洪水注意報及び洪水警報の補足説明及び軽微な修正を必要とするとき。
解 除	・ 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき。
<p>・ 水防警報の発表基準（建設省が発表）</p> <p>水防関係行政機関、水防団への発令</p>	
種 類	基 準
準 備	・ 基準地点の水位が警戒水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出 動	・ 基準地点の水位が出勤水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
情 報	・ 適宜
解 除	・ 水位が警戒水位を下回り水防作業の必要が無くなったとき。

(2)洪水氾濫危険区域図の公表

狩野川では放水路や堤防整備といった施設整備だけでなく、住民の洪水に対する意識を高めるため、平成6年に洪水氾濫危険区域図を公表し、周辺住民への情報提供を行っている。

また、狩野川では、沿川自治体と共同してハザードマップの作成を進めており、田方平野の低地に位置する田方郡伊豆長岡町では平成12年4月に公表している。

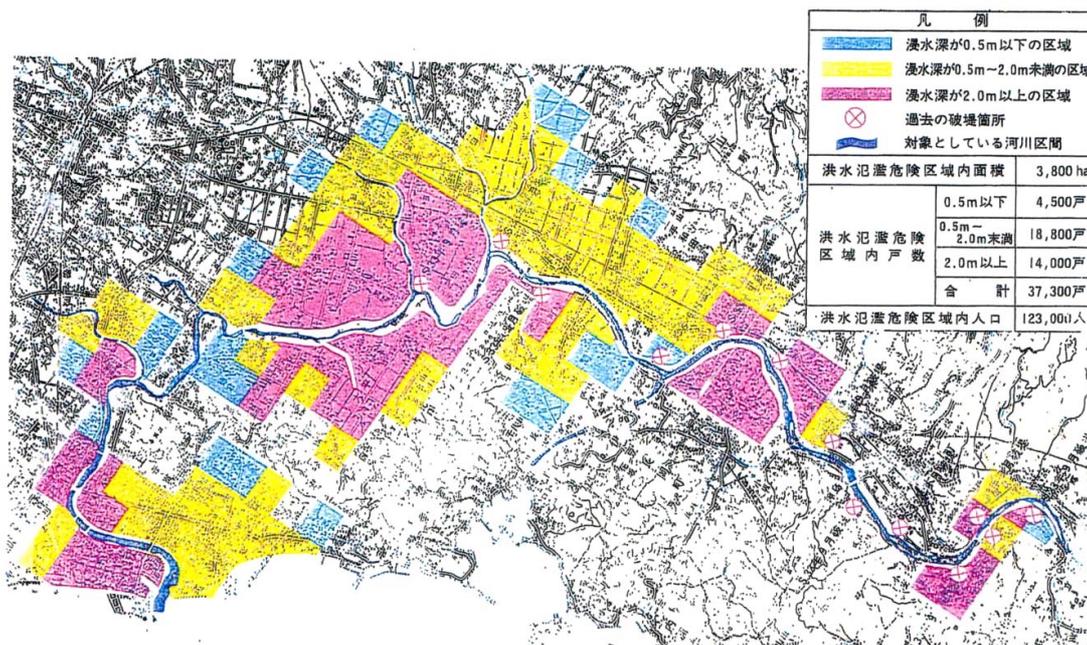


図9.3 洪水氾濫危険区域図

(出典：平成6年11月 狩野川洪水氾濫危険区域図)

9-6 地域住民による自然環境等の再生・復元を目指す取り組み

狩野川流域は、富士山、箱根山等を水源とする豊富な湧水に恵まれていることから、これらの湧水は地域住民の生活や地域の産業発展に重要な役割を果たしている。しかし、近年の流域の開発や地下水の利用の増加等により、水量の減少傾向が見られることから、各地で湧水の保全や水辺の自然環境の再生、復元を目指す取り組みとして、地域住民が一体となり企業や行政と連携した住民活動が行われている。

三島市ではこうした湧水に依存する水辺環境を保全、再生することを目的に、様々な観点から地域づくりに取り組んでいた市民団体が一体化し、三島グラウンドワークが設立された。グラウンドワークは、源兵衛川を中心に、自然度の高い川づくりやゴミ拾い、水辺の親水公園づくり、富士山への植林等、市民が主体となって行政や企業を動かし、地域一体となった活動を行っている。

また、柿田川では、貴重な自然や湧水を保全するため、柿田川みどりのトラストが中心となり、地域住民が一体となって柿田川の清掃活動や流量調査、富士山への植林活動等を行っている。

このため、地域住民等が自主的に行う河川管理への幅広い参画等を支援するとともに、河川に関する情報を発信し、地域住民との対話を深め、連携を強化する必要がある。



三島グラウンドワークの活動状況

9-7 河川管理の課題

プレジャーボート等の不法係留

狩野川河口部付近では、プレジャーボート等の不法係留が見られる。これらにより、洪水時の流水阻害といった治水上の問題や、河川の自由使用の阻害といった河川利用上の問題が生じている。現在、河川パトロールや警告看板の設置などによる指導を行っているが、十分な効果は得られていない。このため、県・市等と一体となってプレジャーボート等の船舶の係留の適正化を図る必要がある。



図9.4 狩野川河口部におけるプレジャーボート等の不法係留場所

イブニング

管理複雑、受け皿なく

ぶらざ

県プレジャーボート係留適正化条例の来年1月施行で浜名湖周辺で監視が強まるが、沼津市の狩野川河口付近でも不法係留のプレジャーボートが問題になっている。狩野川は国(建設省)管理河川であると同時に、永代橋以南は県管理の港湾区域であり、県一元管理の浜名湖よりも複雑。建設省と県はそれぞれ解決に乗り出す方針だが、受け皿となる施設が少なく、関係者は頭を抱えている。

プレジャーボート不法係留 狩野川どうする

建設省

建設省沼津工 美河川管理課長は嘆く。 事務所調 早急に関係機関などで協議をとり、河口付近に船を禁止区域にするかなどを調整したい意向。石井

ボートを除く二百二十隻が違法とされる。ボートの不法係留に加え、小屋まで勝手に建ててしまうケースもある。パトロールや警告看板設置などで指導しているが、効果はない。「数隻を動かしたところで焼け石に水。極端なことを言えば即時撤去を求める通達を出すこともできるが、それでは根本解決にならない」と石井正

県

「浜名湖の後は巴川や清水港周辺。狩野川河口はその後になるので、は」と県の姿勢を説明するのは、棚田博人県沼津土木事務所長。受け皿となる

適正化条例 1月施行 来年度にも調整会議

施設整備の差がその理由とす。るには漁協、行政、プレを調整して協議する必要がある。県は来年度中にも沼津地区の会議を設置したい



不法係留のプレジャーボートが並ぶ狩野川河口付近 沼津市

考えだ。

県もマリナー不足を指摘。「狩野川河口近くでの新たな施設整備は困難。静浦漁港周辺を整備し、漁協に受け入れをお願いするなど選択肢は限られる」と木下正勝管理課長は話す。

沼津市

不法係留問題について「市が直接アクションを起こす立場にない」と説明してきた経緯があり、市議会十一月定例会でも市当局は管理者が対応すべき問題との認識を示し、「市としてはさらに建設省に要望していく」と答弁。

市建設部は「建設省や県が話し合いの場を設ければ、地元として当然参加する」というが、市営マリナーを建設する考えは現時点で具体的にはないという。

狩野川水系流域及び河川の概要 出典資料、参考資料一覧表

No	資料名・年度	作成・発行機関
1	斜写真集 狩野川	建設省沼津工事事務所
2	狩野川上流域 斜写真集	建設省沼津工事事務所
3	静岡県河川調書	静岡県
4	河川現況調査(基準年 平成2年度末)	建設省中部地方建設局
5	狩野川流域治水地形分類図	建設省沼津工事事務所
6	河川便覧 平成10年版	国土開発調査会編
7	静岡気象年報	静岡県
8	河川水辺の国勢調査	建設省沼津工事事務所
9	絵はがき「清流柿田川」	柿田川みどりのトラスト
10	柿田川自然観察マップ	柿田川自然保護の会
11	史話と伝説「伊豆箱根」	松尾書店
13	静岡県鳥獣保護区等位置図(平成11年度)	静岡県
15	静岡県自然公園・自然環境保全地域配置図(平成5年11月)	静岡県
16	国勢調査	総理府統計局
17	静岡県勢要覧	静岡県
18	静岡県統計年鑑	静岡県
19	狩野川放水路工事誌	建設省沼津工事事務所
20	水害統計	建設省河川局
21	狩野川台風災害誌	静岡県
22	静岡県誌	静岡県
23	三島市誌	三島市
24	河川別許可水利権一覧表	静岡県
25	河川別慣行水利権一覧表	静岡県
26	県内発電施設一覧表	静岡県
27	水利関係一覧表	建設省沼津工事事務所
28	流量年表、観測流量年報	建設省中部地方建設局
29	水質年表	建設省沼津工事事務所
30	公共用水域測定結果表	静岡県
31	平成11年度 河川管理統計報告	建設省中部地方建設局
32	平成11年度 水文観測実施計画	建設省中部地方建設局
33	静岡県水防計画書	静岡県
34	狩野川洪水氾濫危険区域図(平成6年11月)	建設省沼津工事事務所
35	静岡新聞記事	静岡新聞社